

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2111224 号
令和 3 年 1 1 月 2 2 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 7 月 15 日付け令 03 原機（科保）038（令和 3 年 10 月 28 日付け令 03 原機（科保）061 をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

令和 3 年 3 月 30 日付け原規規発第 21033017 号で許可した内容（以下「変更許可」という。）の保安規定への反映のため、バックエンド研究施設について、以下の変更を行う。

- ① セル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管の明確化に伴う関連規定の変更
- ② 実験室（VI）及び精密測定室の最大取扱量への使用済燃料の追加

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第５７条第２項第１号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める使用施設等の操作が、核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第１号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第５７条第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和３２年総理府令第８４号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

１. 使用規則第２条の１２第１項第５号（使用施設等の操作）

使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準は、使用施設等の管理に係る組織内規定類を作成することが定められていること、核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第５号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 既認可の規定に基づき、核燃料物質の一定期間の保管管理に係る規定を組織内規定類に定めていること。
- ② BECKY*技術課長は、核燃料物質の一定期間の保管を行う際には、事前に保管対象、保管期間及び保管要件について、変更許可に従って定めた組織内規定に基づき確認し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けた上で行わなければならないとされていること。
- ③ 臨界ホット試験技術部長は、②の承認を行う際には、核燃料取扱主任者の同意を得なければならないとされていること。
- ④ BECKY 技術課長は、②で実施した事前の確認を踏まえて核燃料物質が保管されていることを、定期的に確認しなければならないとされていること。
- ⑤ 実験室（Ⅵ）及び精密測定室の最大取扱量が変更許可のとおり定められていること。

※ Back-end Fuel Cycle Key Elements Research Facility（バックエンド研究施設）の略